

～Q&A～

Q：どのような転居が対象となりますか？	A：転居した日の1年前以降に、対象となる住宅を新たに建築・購入または賃貸借契約を締結し、令和3年12月1日から令和4年1月30日の間に転居したことにより、親世帯と子育て世帯が近居又は同居した場合に対象となります。
Q：近居とはどの位の距離ですか？	A：同一の小学校区内または直線距離で1.2km以内です。
Q：現在第1子を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか？	A：対象になります。確認のため、母子健康手帳の交付年月日と母の氏名が書かれたページの写しをご提出ください。
Q：18歳以下とは、いつの時点のことですか？	A：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象です。
Q：期間内に複数回転居した場合、どの転居が対象になりますか？	A：転居の日は住民票の異動をもって確認致します。期間内に要件に適合する転居が複数ある場合には、いずれか一回分の転居のみを対象とします。
Q：申請はいつまでにすればいいですか？	A：12月28日までに申請書に必要書類を添えて申請してください。
Q：「中古住宅」とはどのようなものを指しますか？	A：過去に個人の名義により、1年以上所有している住宅を「中古住宅」としています。
Q：妻は実家から転居しましたが、夫は妻の実家から直線距離で1.2kmよりも離れたところから転居しました。夫婦の転居先は妻の実家から1.2km以内です。対象になりますか？	A：対象になります。転居前に世帯主又は配偶者少なくともどちらかが他方の世帯と直線距離で1.2km以内に居住していなければ対象です。
Q：耐震性能を有する建物とはどういう建物ですか？	A：昭和56年6月1日以降に適用された新耐震基準を満たす建物です。ただしそれ以前に建設された建物（旧耐震基準）の場合でも耐震診断の結果、新耐震基準を満たすと判断された建物を含みます。詳しくは別紙「耐震性能を有する建物について」をご覧ください。
Q：親世帯及び子育て世帯の両方が同居のため移転した場合、それぞれの世帯が助成の対象になりますか？	A：いずれか一方の世帯のみが助成の対象になります。
Q：近居の範囲に居住していましたが、今回同居することになりました。対象になりますか？	A：対象になります。なお、直線距離で1.2km以内からの近居や同居からの近居は対象になりません。
Q：居住面積水準は、いつ時点の年齢で計算しますか？	A：申請時点の年齢で計算してください。また、計算方法の詳細については、別紙「面積水準について」をご確認ください。なお、ホームページにて、世帯人数を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご活用ください。
Q：親族から中古住宅を贈与されて親と近居する場合、助成の対象となりますか？	A：親族間の売買・贈与・相続により住宅を取得した場合は対象外です。

令和4年度船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業

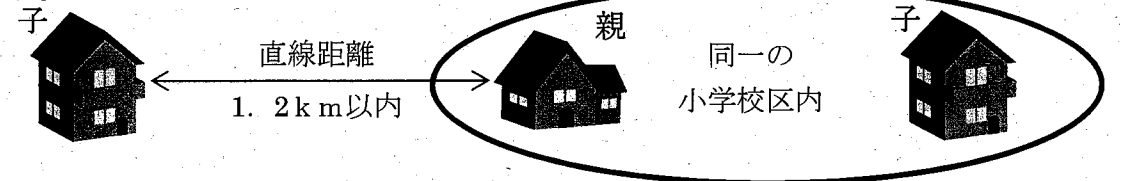
～安心して暮らすための支援をします～

【親世帯・子育て世帯近居同居支援事業とは】

離れて暮らす親世帯と子育て世帯が近居又は同居するために必要な費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援します。

【近居の範囲】

親世帯と子育て世帯が同一の小学校区、又は直線で1.2km以内の範囲に居住することをいいます。



【基本助成額】

- 住宅の建築・購入⇒10万円
※親族間の売買・贈与・相続による住宅取得は対象外です。
- 賃貸借契約⇒5万円

【助成額の加算】

- 転居した「子育て世帯」が居住する住宅が
 - ・誘導居住面積水準（別紙「面積水準について」参照）を満たす場合⇒5万円
 - ・中古住宅（過去に個人の名義により1年以上所有している住宅）の場合⇒5万円

【申込期間】

令和4年4月1日（金）～令和4年12月28日（水）まで

【申込み】

- 申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。（郵送可）
- 申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ

船橋市役所 建築部 住宅政策課

047-436-2712

助成対象要件

以下の全ての要件を満たしている必要があります。

【世帯に関する要件】

<input type="checkbox"/>	親世帯と子育て世帯が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までに新たに市内で近居又は同居すること。(※直線距離が1.2km以内から近居、同居から近居は対象外。)
<input type="checkbox"/>	子育て世帯に18歳以下の子ども(出産予定を含む)が同居していること。
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子育て世帯が市内に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること。
<input type="checkbox"/>	転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること。
<input type="checkbox"/>	申請する世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯ではないこと。
<input type="checkbox"/>	親世帯と子育て世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
<input type="checkbox"/>	船橋市高齢者住み替え支援事業に係る助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去にこの事業の助成を受けていないこと。

【住宅に関する要件】

<input type="checkbox"/>	建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合する住宅であること。
<input type="checkbox"/>	令和3年12月1日以降に転居した世帯が最低居住面積水準(別紙参照)を満たしていること。
<input type="checkbox"/>	耐震性能を有していること。(別紙参照)
<input type="checkbox"/>	登記されている住宅であること。

【該当する事項による要件】

建築または購入の場合	<input type="checkbox"/>	転居した日の1年前以降に新たに建築、若しくは購入し、登記していること。
------------	--------------------------	-------------------------------------

あるいは

賃貸借契約の場合	<input type="checkbox"/>	転居した日の1年前以降に賃貸借契約を締結していること。
----------	--------------------------	-----------------------------

申請書類



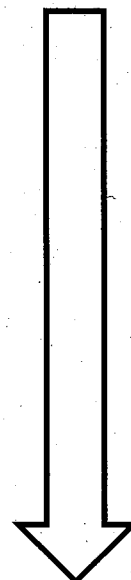
●共通

<input type="checkbox"/>	船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成金交付申請書(第1号様式)
<input type="checkbox"/>	申請者との親子の関係が証明できる戸籍全部事項証明書

●子育て世帯の第一子が誕生前である場合

<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の、交付年月日及び母の氏名が書かれたページの写し。
--------------------------	---------------------------------

下記に続く

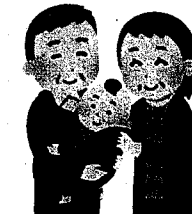


【該当する事項による申請書類】

<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(建物)の写し ※法務局にて取得可能
<input type="checkbox"/>	「検査済証」等の写し

<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	重要事項説明書の写し

交付の流れ



申請者(住宅購入者または賃貸借契約者)

市役所

転居することにより近居・同居が成立

新たに住宅を建築・購入または賃貸借契約を締結し、令和3年12月1日～令和4年11月30日の間に転居することにより、近居・同居が成立。

申請書類等の記入に「消せるボールペン」は使用しないでください。

申請書類の提出

令和4年12月28日までに以下の書類を準備し、申請を行ってください。(郵送可)
①申請書(第1号様式)
②必要書類(左記参照)

申請

審査

助成要件を満たしているか審査を行い、助成の可否を決定後、交付決定通知書を送付します。
※審査には1か月ほどかかります。

1か月程度

交付決定通知書の受取り

1か月程度

助成金の受取り

振込

口座振込み

交付決定通知後、口座振込みにより助成金を交付します。
※振込みには1か月ほどかかります。

申請方法

- 申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。(郵送可)
- 申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

(送付先) 〒273-8501
湊町2-10-25
船橋市役所6階 住宅政策課

船橋市 近居同居

